

# 登録販売者資質向上外部研修 実施要領

一般社団法人群馬県薬剤師会

## 1. 目的

本研修は、「薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令」が薬局開設者、店舗販売業者、配置販売業者（以下「薬局開設者等」）に求める従事者に対する研修のうち、平成24年3月26日付薬食総発0326号第2号厚生労働省医薬食品局総務課長通知による、登録販売者に対する外部研修として実施する。

## 2. 研修の概要

### (1) 受講対象者

薬局開設者、店舗販売業者、配置販売業者（以下「薬局等」）の下で一般用医薬品の販売に従事する全ての登録販売者

### (2) 研修の時間数

毎年度12時間以上の研修を行う。

### (3) 実施方法

集合研修と通信講座を組み合わせる。また、通信講座の時間数が集合研修の時間数を超えないこととする。なお、通信講座については、別紙のとおりとする。

### (4) 研修の内容

研修の内容は以下のものを含むものとする。

- (ア) 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- (イ) 人体の働きと医薬品
- (ウ) 主な一般用医薬品とその作用
- (エ) 薬事に関する法規と制度
- (オ) 一般用医薬品の適正使用と安全対策
- (カ) リスク区分等の変更があった医薬品
- (キ) 店舗の管理及び区域の管理に関する事項
- (ク) その他登録販売者として求められる理念、倫理、関連法規等
- (ケ) 習得状況の確認のための試験等の実施

### (5) 教材

研修の実施に関する検討会において、講師と協議の上準備する。また、通信講座を含めた自己学習の参考テキストとして、「日本薬剤師会監修『登録販売者研修テキスト』（発売元：薬事日報社）」を斡旋する。

### 3. 研修の専門性・客観性・公平性の確保

研修の客観性を確保するため、研修の実施に関する検討会を設置し、研修の運営、形式、内容等について検討する。検討に際しては教育、学術等関係者、消費者等の参画を求め、研修内容に相応する専門的な知識、経験等を有する者に講師を依頼する。

また、公平性を確保するため、ホームページ等を通じて研修会日時・内容等の実施計画及び実績の情報を公表する。

### 4. 研修会修了証

受講者は、集合研修（6時間分）の終了時に確認試験を受検する。また、集合研修受講者は通信講座（180問で6時間分の研修に該当）を学習し、解答用紙を群馬県薬剤師会（以下、主催者という。）に送付する。

主催者は、確認試験及び通信講座の添削済み解答用紙及び解答を受講者に送付すると共に、確認試験及び通信講座の学習状況を確認の上、両者ともに正答率6割以上に達した受講者に修了証を発行する。

尚、主催者は研修受講者の氏名及び研修内容を記録、6年間保存する。

### 5. 研修の届出等

研修実施機関として、厚生労働大臣へ届け出る。

### 6. その他

本実施要領は必要に応じて改訂する。

### 附 則

この要領は、平成24年10月9日から施行する。

この要領は、令和4年10月12日から施行する。

(別 紙)

## 通信講座の概要

### 1. 通信講座課題の作成と受講者への配布

主催者が過去に実施された登録販売者試験問題等から180問をランダムに選択し、通信講座課題として、集合研修終了後各受講者へ配布する。

### 2. 自学・自習

受講者は送付された通信講座課題を、自学自習及び解答を行い（解答時間1問×2分×180問=360分で6時間に相当する）解答用紙を主催者へ送付する。

### 3. 添削と採点

主催者はこの解答用紙について、添削や採点を行い、受講者へ解答とともに返送する。